

農林水第6号

監第26号

令和2年(2020年)4月14日

各発注機関の長 様

農林水産部長

土木部長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の
対応について

このことについて、本県における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置等に伴う工事及び業務(以下「工事等」という。)の一時中止の対応等については、「施行中の工事等における新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う対応について」(令和2年2月27日付け農林水第215号・監第831号)等により、随時適切な対応をお願いしてきたところですが、令和2年(2020年)4月7日に内閣総理大臣より発出された緊急事態宣言及び令和2年4月8日付け国土入企第6号国土交通省土地・建設産業局建設業課長通知を踏まえ、今後は下記1、2及び3により適切に対応くださるようお願いいたします。

なお、下記4に掲げる通知は、廃止します。

記

1 施工中の工事等における一時中止措置等の対応

新型コロナウイルス感染症の罹患や学校の臨時休業等の感染拡大防止措置に伴い技術者等が確保できない場合、また、これらにより資機材等が調達できないなどの事情で現場の施工を継続することが困難となった場合の他、受注者から一時中止等の申出があった場合においては、一時中止等を希望する期間のほか、受注者の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組状況(テレワークや時差出勤の状況等)、従業員の状況(従業員の健康状態、臨時休校に伴う育児の必要性等)、地方公共団体からの活動自粛要請等の事情を個別に確認したうえで、必要があると認められるときは、受注者の責めに帰すことができないものとして、約款に基づき、工期の見直しやこれに伴い必要となる請負代金額の変更、一時中止の対応等、適切な措置を行うこと。

2 施工中の工事等における感染拡大防止措置等

公共工事の円滑な施工確保を図る観点からも、施工中の工事等の現場においては、現場状況などを勘案しつつ、毎日の検温やアルコール消毒液の設置、不特定の者が触れる

箇所の定期的な消毒、手洗い・うがいなど、受発注者双方において、感染予防の対応を徹底すること。

特に、①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの条件（以下「三つの密」という。）が同時に重なる場では、感染を拡大するリスクが高いと考えられていることから、施工中の工事等において、三つの密の発生が極力回避されるとともに、やむを得ず必要な場合においてもその影響緩和のための対策が徹底されるよう、現場事務所等に別添リーフレットを掲示する等、受注者に対して周知徹底を図ること。

3 一時中止措置等を行った場合の所管課への報告

上記1により、工期の延長又は工事等の一時中止措置を行った場合には、その旨を速やかに土木部監理課（農林水産部の発注機関にあつては農林水産政策課）へ報告すること。

4 廃止する通知

- ・ 新型コロナウイルスの感染症の感染拡大に向けた工事等の一時中止措置等について（令和2年（2020年）2月28日付け農林水第219号・監第849号）
- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の状況に関する情報提供について（令和2年（2020年）3月4日付け監第865号）
- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置の延長等について（令和2年（2020年）3月12日付け農林水第233号・監第890号）
- ・ 施行中の工事等における新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う対応等の解釈及び感染拡大防止に向けた今後の対応について（令和2年（2020年）3月30日付け農林水第252号、監第942号）